

災害時における応援業務に関する協定

石川県（以下「甲」という。）及び石川県道路公社（以下「乙」という。）と、社団法人石川県建設コンサルタント協会（以下「丙」という。）、社団法人石川県測量設計業協会（以下「丁」という。）及び社団法人石川県地質調査業協会（以下「戊」という。）とは、甲及び乙が管理する道路、河川、砂防、港湾、漁港、下水道施設、農林業用施設等（以下「公共施設」という。）が地震、風水害その他の自然災害により被災し、又は被災するおそれがある場合における調査業務等の応援（以下、「応援業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、応援業務の実施に関する基本事項を定めることにより、自然災害が発生した場合における公共施設の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（応援業務の内容）

第2条 応援業務の内容は次のとおりとする。

- （1）公共施設の被災状況の目視による点検
- （2）公共施設の被災状況の調査及び写真撮影
- （3）公共施設の被災状況の概略図の作成
- （4）費用負担を伴わない範囲での技術的助言

（経費負担）

第3条 応援業務の実施に要する経費は、丙、丁及び戊が負担するものとする。

（連絡担当者等の設置）

第4条 甲、乙、丙、丁及び戊は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡する。

- 2 甲及び乙の連絡窓口はそれぞれの機関に設けるものとする。
- 3 丙、丁及び戊はお互いに調整し、甲及び乙との連絡窓口を一本化する。
- 4 甲、乙、丙、丁及び戊は、連絡担当者を定めたとき、又は、これを変更したときは速やかにそれぞれの窓口で報告するものとする。

（応援の要請、応諾）

第5条 甲又は乙は、必要と認めるときは、応援業務要請書により前条第3項の連絡窓口の担当者に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段により行うものとし、この場合においては後日速やかに当該要請書を送付するものとする。

- 2 丙、丁及び戊は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り協力するものとし、その旨、応援業務応諾書により甲又は乙に回答するものとする。
- 3 大規模災害等で、緊急を要する場合又は通信手段の途絶等の場合は、前2項の規定にかかわらず、丙、丁及び戊はそれぞれ自主的判断により応援業務を行うこととし、応援業務終了後、できるだけ速やかにその調査結果等を甲又は乙に提供するものとする。

（応援業務の従事者に対する災害補償）

第6条 応援業務に従事した者が当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、丙、丁及び戊の責任において対応するものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、締結の日から平成19年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれからも文書により何らの意思表示がなされないときは、引き続き同一内容で1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（疑義の決定）

第8条 この協定について疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁及び戊が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年3月31日

甲 石川県
石川県知事 谷本正憲

乙 石川県羽咋市寺家町レ48番地2
石川県道路公社
理事長 中川浩

丙 石川県金沢市広岡3丁目1番1号
社団法人 石川県建設コンサルタント協会
会長 新家久司

丁 石川県金沢市示野町西81番地
社団法人 石川県測量設計業協会
会長 北原良彦

戊 石川県金沢市示野町西7番地
社団法人 石川県地質調査業協会
会長 尾蔵博